

令和8年8月13日に千葉県を中心に発生した集中豪雨の被害に関する会長談話

昨日（令和8年8月13日）、千葉県内を中心に線状降水帯が発生し、河川の氾濫や土砂災害、浸水や交通障害などの多くの被害が発生しました。また、この災害に伴い、複数の方が亡くなられ、行方の分からない方もいらっしゃいます。

亡くなられた方とご遺族の方、被災された皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、行方の分からない方におかれましては、一刻も早くご無事で救助されますようお祈り申し上げます

本日の時点で、千葉県内では、千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市など21市4町が災害救助法の適用地域となっております。災害救助法の適用地域につきましては、次の内閣府のホームページで最新の情報をご確認ください。

[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府](#)

ご自身がお住まいの地域が、同法の適用対象地域となっている場合は、住宅の応急修理などの支援を受けることができます。また、同法の適用対象地域の方（個人に限ります。法人は対象外です）は、自然災害の影響により住宅ローンや自動車ローン、事業性ローンなどの返済をすることができないときは、自然災害債務整理ガイドラインによりローンの減免を受けられる可能性があります。

千葉県弁護士会としては、早急に電話や面談などによる無料相談を開設します。そして、これまで締結した千葉県や自治体との災害協定や、各士業や関連団体とのネットワークを通じて、皆様の不安に寄り添いながら、法的解決策のみならず、様々な支援情報をできる限りお伝えし、皆様の生活を再建するための支援をして参ります。

2026（令和8）年8月14日

千葉県弁護士会会長 牧 田 謙太郎